

人事院会議議事録

会議日

令和8年2月12日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

議題

人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和 8 年 2 月 1 2 日
職 員 福 祉 局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨を定めており、同法の委任を受け、規則 17-0 別表において管理職員等を列挙している。

同表については、おおむね四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきている。今般は、令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととしたい。

1 主な改正内容

審査した結果、規則 17-0 別表に掲げるべき管理職員等として、新設された 3 種の官職を新たに追加し、他方で、廃止された 3 種の官職を削除する必要がある。

具体的には、令和 8 年 1 月 1 日付けで下請代金支払遅延等防止法（いわゆる下請法）が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（いわゆる取適法）に改題されたことに伴う取引適正化調査室長 1 及び上席取引適正化検査官 2（公正取引委員会）、統括適正取引検査官 1（中小企業庁）の設置（名称変更）が挙げられる。

（参考 1）管理職員等の人数の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A - B)
規則改正を要するもの	4	4	—
規則改正を要しないもの	6	3	—
計	10 (A)	7 (B)	3

（参考 2）定員に占める管理職員等の割合

	年度末定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B / A) %
令和 7 年 1 1 月 3 0 日現在	2 4 1, 2 4 0	3 8, 3 2 1	1 5. 9
令和 8 年 2 月 2 8 日現在	2 4 1, 2 4 0	3 8, 3 2 4	1 5. 9

2 公布日及び施行日

令和 8 年 3 月 2 日に公布し、同日から施行する。

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一五二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「下請取引調査室長 上席下請取引検査官」を「取引適正化調査室長 上席取引適正化検査官」に改める。

別表中小企業庁の部内部部局の項中「統括下請代金検査官」を「統括適正取引検査官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年十一月三十日」を「令和八年二月二十八日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 人事院規則一七―〇―一五二（人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則） 新旧対照表（人事院規則一七―〇 別表）

（傍線部分は改正部分）

組 織	公正取引委員 会	事務 総 局	改正後		改正前	
			・ ・ ・ 相談指導室長 取引適正化調査室長 上席取引適正化 査官 情報管理室長 公正競争監視室長 ・ ・ ・ 室長 ・ ・ ・	公正競争監視室長 上席取引適正化 査官 情報管理室長 公正競争監視室長 ・ ・ ・ 室長 ・ ・ ・	下請取引調査室長 上席下請取引検査官 公正競争監視室長 ・ ・ ・ 室長 ・ ・ ・	海外展開支援 統括適正取引検査官 海外展開支援 室長 ・ ・ ・

備考	改正後	改正前
1 この表の ・ ・ ・ 組織に関する定めにより令和八年二月二十八日において設置されていた官職を占めている職員とする。		1 この表の ・ ・ ・ 組織に関する定めにより令和七年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。